

# 山形県内ウォーターシュート・北海道内コースター事故調査報告書(概要)

## 事故 I

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

### 【事故の概要】

- 発生日時 : 平成24年6月17日  
11時ごろ
- 発生場所 : 山形県上山市  
リナワールド「急流すべり」
- 事故概要 : シュート部を降下した後、水路部分で減速した搬器に後続搬器が追突した。  
追突した搬器に乗車の児童1名が下唇の出血、追突された搬器に乗車の被害者1名が頸椎捻挫の軽傷を負った。

### 【遊戯施設の概要】

- (1)機種名:一般名称 ウォーターシュート
- (2)製造管理者:サノヤス・ライド株式会社
- (3)最高速度:36.14 km/時
- (4)追突防止装置:シュート部手前と降下した後の直線水路終端部に光電センサーが設置されており、搬器が直線水路終端部の通過を感知されていない状態で、後続搬器がシュート部手前のセンサーに感知された場合、後続搬器を運ぶコンベアを停止させる。
- (5)客席部分の構造:シートベルト、手すり
- (6)確認済証交付年月日:平成4年2月12日
- (7)検査済証交付年月日:平成4年4月23日

### 【原因】

- 本事故は、前の搬器がシュート部手前の緩斜面で停止していたところに、後ろの搬器が停止することなく前の搬器に接触し、2台の搬器が相次いで斜面を滑走した後、前の搬器に追突したものと認められる。
- 前の搬器が停止していたのは、経年劣化により後輪タイヤの空気が抜けていたためであると認められ、始業点検にて行う目視確認では水中にあるタイヤの状態を確認できていなかったものと推定される。
- 後ろの搬器が停止していた前の搬器に接触したのは、前の搬器がシュート部手前のセンサーを通過した後に、直線水路終端部のセンサーが草や鳥、水路を覆うアクリル板の汚れなどを感知したことにより、搬器がシュート部を通過したものと誤って判断し、ベルトコンベアを停止させなかったことによるものと考えられる。



## 事故Ⅱ

### 【事故の概要】

- 発生日時：平成24年6月27日 10時ごろ
- 発生場所：北海道留寿都村 ルスツリゾート カントリーランド「ダイナコースター」
- 事故概要：4名乗車の走行中の車両が減速せずそのままプラットホームに進入し、玉突き衝突を起こした。追突した車両に乗車の児童2名及び追突された車両に乗車の児童2名が打撲の軽傷、教員1名が腰の痛みを訴えた。

### 【遊戯施設の概要】

- (1)機種名：一般名称 マッドマウス
- (2)製造管理者：佐伯工業株式会社
- (3)最高速度：35km/時
- (4)制動装置：軌道途中の3ヶ所ならびにプラットホームにブレーキが配置されており、それぞれのブレーキの前後に設置されたセンサーの感知によりブレーキの開閉を制御する。
- (5)客席安全装置：シートベルト
- (6)確認済証交付年月日：平成15年3月27日
- (7)検査済証交付年月日：平成15年4月24日

### 【原因】

- 本事故はプラットホーム手前で一旦停止させるためのブレーキが開放状態であり、車両の制動が行われなかったため、走行車両が減速することなくプラットホームに進入したものと推定される。
- 当該ブレーキが開放状態であったのは、動作条件に用いられているセンサーが、設置後13年経過し経年劣化により、ブレーキを開放するための信号を継続的に発していたためであるものと推定される。



国土交通省は、遊戯施設の安全性能に関わる装置について、以下について検討を行うこと。

- ① 定期的な交換が必要な部品については、設置以降、関係者間における情報共有を含め、あらかじめマニュアル等に定められた交換基準に基づいて確実に保全がなされるために必要な措置
- ② 部品や回路構成の多重化等により、万が一、部品の故障、不具合が発生しても安全性が担保できる構造とするための方策
- ③ 不具合等の早期発見に資する点検、維持管理の方法